



2005年9月25日  
No.82号



# JAWAN

## 日本湿地ネットワーク・JAWAN通信

日本湿地ネットワーク (Japan Wetlands Action Network)  
〒191-0052 東京都日野市東豊田3-18-1-105 柏木実 方 TEL&FAX 042-583-6365  
郵便振替口座 00170-8-190060 日本湿地ネットワーク  
団体会費 5000円 個人会費 3000円 JAWAN URL : <http://www.jawan.jp/>



北海道東部の野付半島。初夏のセンダイハギを初め、ハマナス、エゾカンゾウはまさに咲き乱れる。潮風に揺れる草原にはノゴマ、ノビタキ、コヨシキリが歌い、時にはタンチョウも訪れる。  
「北海道におけるラムサール条約登録湿地」(小林聡史) 記事参照

### 【目次】 北海道におけるラムサール条約登録湿地

ラムサール条約第9回締約国会議(カンパラ会議)に向けて (小林聡史)...	2
内陸湿地としての渡良瀬遊水池から(高松健比古) .....	5
COP9と私たちがめざすもの(浅野正富).....	7
「中池見湿地」の現況と展望(笹木 進).....	8
風呂田氏の論文に対する批判的感想(伊藤昌尚).....	10
有明海原因裁定事件の不当な結果(堀 良一).....	13
BOOK 諫早・有明海問題を理解するための新刊3冊 .....	15
INFORMATION / 編集後記 .....	16

# 北海道におけるラムサール条約登録湿地 ラムサール条約第9回締約国会議(カンパラ会議)に向けて

小林聡史(釧路公立大学教授 / JAWANアドバイザー)

『JAWAN通信』前号で、今年11月ウガンダ(東アフリカ)の首都カンパラで開催される予定の第9回ラムサール条約締約国会議(COP9)に向けて、我が国でも登録湿地候補地が20カ所挙げられていることが報告された。

これはラムサール条約自体が掲げた、国際的に重要な湿地(登録湿地)の数をCOP9までに全世界で倍増させ、2000カ所以上にしようという目標に呼応した取り組みとして理解されている。日本のように締約国会議の最中に公式発表をして、登録の最終手続きとする国は多くはないので、目標の2000カ所は難しいかも知れない(原稿執筆時点では全世界で1459カ所)。それを考えると国内候補地のうち8カ所登録できれば日本では、目標設定時(1999年)11カ所の倍の22カ所となるので、頑張ったと評価することが出来るだろう。

しかしながら、『JAWAN通信』の読者になじみが深い、泡瀬干潟、諫早湾、和百干潟、中池見(8頁参照)、三番瀬といった名称が候補地に影も形もないのは、やっぱりと思いつつも、日本の自然保護行政の現状を思い知らされる。ここで自然保護行政というのは、寝る暇もないほど頑張っている環境省自然環境局職員のことのみを指すのではなく、「環境」という言葉を行政文書にはやたら使うようになったのに、相も変わらず利益誘導型の開発事業で自然を破壊している官庁、地方自治体の総体だ。ラムサール条約湿地検討会の委員を務めた私自身の力の足りなさにも責任はあるし、世論形成に十分な力を発揮できなかったNGOにも問題はあ

話は若干それるが、環境といえ

ば一般の人びとがこのところ真っ先に思いつくのは温暖化だろう。しかし、温暖化防止のための日本の予算の4分の3以上は道路整備にあてられているという指摘もある(瀬戸, 2001)。これは道路を造

って渋滞を解消すればその分燃費が良くなり、走行距離当たりの二酸化炭素排出量が減るという計算からだろう。

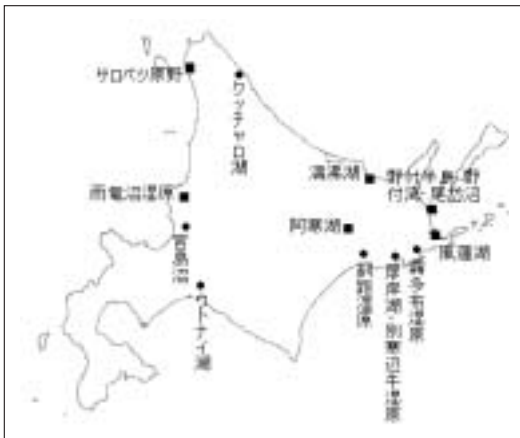
また、2002年の林野庁等の試算では、京都議定書目標達成のために10年間で森林整備に1兆円以上必要となっているが、そのうち5500億円が森林管理のための林道や作業道の建設費用となっている。この国は本当に持続可能なのだろうか。

この調子では、そのうち干潟埋め立ても地球環境のためとか言い出す報告書が出されても不思議はないし、どおりで「自然再生」と銘打って自然にやたらと意味のない手を入れたがるわけだ。

話をラムサール条約に戻そう。現在ある国内の登録湿地13カ所は列島東に偏っている。琵琶湖と沖縄の漫湖の間は今のところ空白である。宍道湖・中海等中国地方や九州の湿地が登録されることは素直に喜ばたい。またこれまでに指定された13カ所の半分以上が湖沼に代表される水系で、地理的には半分近くの6カ所が北海道にある。今回の候補地のうち6カ所が北海道にあるので、北海道単独でも倍増の可能性もある。もっとも倍増というなら、蕪栗沼が登録されれば宮城県も倍増(1カ所から2カ所に)、沖縄は2カ所候補になっているので3倍となるわけだが。

『日本の重要湿地500』(環境省, 2002)で50カ所以上の湿地が挙げられていた都道府県は北海道と沖縄のみなので、北海道は日本の中でも湿地王国となりつつある。

地元自治体の合意が取り付けられ、ウガンダで登録される可能性が極めて高い湿地として、サロベツ原野、雨竜沼湿原、溝沸(とーふつ)湖の3カ所がある。



### (1) サロベツ原野と雨竜沼湿原

北海道北部に日本最北端の国立公園「利尻礼文サロベツ国立公園」がある。「原野」という呼び方は釧路湿原や霧多布湿原でも行われていて、優良別荘地だとか投機対象とか称して、離れた都市住民に開発見込みのなさそうな土地や交通アクセスの全くない土地（湿原）が切り売りされ、今でも所有者不明の状態になっている区画がある。サロベツの場合、サロベツ湿原といくつかの湖沼群の総称として「原野」が用いられている。釧路湿原同様、すでに自然再生事業の対象となっており「上サロベツ自然協議会」が立ち上げられている。これまで協議会の会合は2回開催されており、第2回目は今年6月に実施され、「上サロベツ自然再生全体構想（素案）」が出されている。

雨竜沼湿原が登録されれば、日本ではこれまで登録されていなかった山岳湿原の初めての指定となる。これも北海道北部の位置づけとなるのだろうが、頑張れば札幌からの日帰りも可能な範囲だ。標高850mの地域に東西4km、南北2kmの湿原が広がる。湿原内には数十、小さなものも入れれば数百もの池塘（ちとう）と呼ばれる沼が点在している。1990年に国定公園となり、今年初めにはウリュウコウホネという雨竜の名前を冠した植物（オゼコウホネの一品種）が報告されている。今年8月21日の大雨でアクセス道路が一週間以上通行止めとなっているし、ヒグマも出没するので出来るだけグループ単位で行動するようにと注意書きが出されていたりするが、毎年訪問する熱心なファンも多い。

### (2) 北海道東部の湿地群

さて登録可能性のかなり高いもう1カ所の湿地、瀧沸湖と、自治体との調整に時間がかかっている他の3カ所は、いずれも北海道東部に位置している。北海道東部はすでに釧路湿原、霧多布湿原、そして厚岸湖・別寒辺牛湿原の3カ所が登録湿地に指定されており、世界的にも希少なラムサール地帯となっている。

今年7月に世界自然遺産に登録された知床を含めて、北海道東部には国際的にも重要な自然地域の集中地帯が形成されることになる。決して「自然」のテーマパークにしてはならないだろう。

瀧沸湖はオホーツク海に面した周囲約28km、970haほどの湖で1955年に網走国定公園の一部に組み込まれている。アイヌ語では「鳥がいつもいる湖」と呼ばれていたほどで、冬場も約4000羽のオオハクチョウが訪れ、年間では6万羽以上の野鳥が飛来する。タンチョウが訪れることもあるが、コアマモの生息地でアサリもいる。漁業が営まれており、土砂の流入で年々水深が浅くなってきているため、漁業継続のために浚渫も行われている。またアウトドア活動も盛んで、夏場のカヌー、冬凍結するとスキーや湖上ではパラセーリングも行われている。

自治体での調整待ちの所は、風蓮湖、野付半島・野付湾・尾岱沼（おだいとう）、阿寒湖の3カ所だ。日本がラムサール条約に加盟しようとした際、第一号登録湿地として実は風蓮湖が最初に名前を挙げられていたというのは、地元では比較的知られている事実だ。その後、四半世紀が経ち、ようやく地元の態勢も整いつつある。56km<sup>2</sup>の風蓮湖では300種以上の野鳥が記録されている。

野付半島は知床半島と根室半島の間位置し、オホーツク海に突き出た釣針のような形をしている。延長28kmと日本最大の砂嘴（さし）であり、幻想的なトドワラで有名。トドワラとは海水と潮風によって白く立ち枯れしたトドマツが立ち並ぶ地域で、一見すると荒涼とした景観が広がる。しかし夏には半島全体がたくさんの花で彩られ、多くの観光客が訪れる。狭いところでは道路の両側がまさにすぐ海となる。この半島の内湾が野付湾で、アサリ・ホッキ貝が

生息し海草が繁茂する。夏にはエビ漁、冬にはコマイ漁と漁業も盛んだ。半島の付け根に尾岱沼がある。野付半島は鳥獣保護区にはなっていないが、地理的には風蓮湖と近い（行政区としては風蓮湖は根室市と別海町、野付半島は別海町と標津町にまたがっている）すでに鳥獣保護区となっている風蓮湖とともに登録湿地指定への話し合いがもたれている。

ちなみに以上の登録が実現すれば、北海道にある（渡り鳥の）「集団渡来地」としての国設鳥獣保護区7カ所（クッチャロ湖、サロベツ、瀧沸湖、風蓮湖、厚岸・別寒辺牛・霧多布、宮島沼、ウトナイ湖）すべてがラムサール登録湿地となる。

### (3) 阿寒湖と釧路湿原

阿寒湖は阿寒国立公園の中に位置しているが、今年10月阿寒町と釧路市合併に伴い、新釧路市は行政区域の中に阿寒国立公園と釧路湿原国立公園の2つを備える世界的にも珍しい自治体となる。阿寒国立公園といえば、日本に国立公園法（現在は自然公園法）が誕生した昭和初期に設立された国立公園群の一つである\*1。すなわち、釧路には日本で最も古い国立公園と最も新しい国立公園があることになる。また、戦後日本最初の自然保護運動\*2である「尾瀬保存期成同盟」が現在の「日本自然保護協会」の名の下に全国的な自然保護運動をするきっかけとなったのは、阿寒国立公園内の雌阿寒岳の硫黄採掘問題に対応するためであった（1951年）。

こうして尾瀬に始まった戦後の自然保護運動が阿寒を通じて、もうひとつの日本を代表する湿原である釧路湿原と結びついてくるわけだ。

また、生態学的にも重要な意味を持つてくる。現在実施されている釧路湿原再生事業では、1993年のラムサール条約釧路会議（COP5）のテーマ「湿地のワイズユース」の中で言われていた集水域単位で考える必要性が、（ようやく日本でも）強調されるようになってきた。釧路湿原の生命線とも言える釧路川の源流部は屈斜路湖であり、阿寒国立公園の中に位置している。また、前号で「トラストサルン釧路」の杉沢氏が指摘しているように、阿寒湖から流れる阿寒川は、かつて釧路川の支流であり、現在阿寒川

流域に広がる釧路湿原部分は再生事業の対象から外され切り刻まれつつある。

以上の他にも、検討会では最終的に名前は残らなかったが北海道東部地区で登録湿地になる候補（20になる前の54カ所中）として、この地域の湖沼群、網走湖、サロマ湖、能取（のとり）湖、さらに知床半島サケ・カラフトマス遡上河川が挙げられている。

今年2月にインドで行われた第3回アジア湿地シンポジウムの舞台となったチルカ湖では、再生事業が成功し、前回のラムサール条約締約国会議で湿地保全賞を獲得した。そのモデルとなったのが、サロマ湖だ\*3。

これらの登録が実現すれば、道東地域は世界に比類のない豊かな自然域を誇れるようになるのは間違いないが、それと同時にこれらの保全、ワイズユースを促進するためにはこれまで以上の知恵と努力が必要になってくるだろう。

登録湿地の拡充は大きな前進である。人間の生活と密接に絡み合っている湿地の保全は、結局は地域に住んでいる人びとの意識と決断にかかっている。それはラムサール条約関係者も、加盟国政府（中央政府）の人びともよくわかっている。だから、登録湿地指定を契機に自治体が本格的な取り組みをはじめ、例えば予算や職員をつければ、長い目で見れば大きな影響を与える。新たに任命された職員があわてて勉強を始めることもあるだろうし、専門知識を有する人材を外から雇い入れることもあるだろう。後者の場合は地域の間人関係や軋轢にもがきながらも、何とか自分の意見をわかってもらえるように努力することになるだろう。そういった努力が、登録湿地以外の湿地を抱える地域にも波及していく。

しかし、一方で極めて大きな禍根を残すであろう大規模な湿地破壊を止める仕組みが我が国にはなく、その結果JAWANのネットワークは広がり続ける一方だろうが、問題は積み残し先送りのままだ。国内では選挙の際も湿地をはじめ環境は争点になりにくい。米国では（あの）ブッシュ大統領も大統領選挙の前、フロリダで湿地保全の重要性に触れているし、締約国会議

がウガンダで開催されるのもいち早く『国家湿地政策』を採択し、大統領が国民に湿地保全の重要性を呼びかけてきたからだ。

ウガンダ会議の次のCOP10誘致に韓国が積極的だ。なんとか韓国でやってもらったら、日本のこともまた報告させてもらおう...という受動的対応にとどまらず、アジアの湿地の現状を世界に発信する手助けをすることにより、アジア、そして世界の目を日本国内の湿地に向けてもらうことが出来るはずだ。

\*1 国立公園法成立が1931年(昭和6年) 1934年3月に瀬戸内海、雲仙、霧島、同年12月に阿寒、大雪山、日光、中部山岳、阿蘇の各国立公園が指定された。

\*2 日本最初の自然保護運動とは言え、尾瀬保存期成同盟のメンバーは行政主催の委員会に名を連ねる大学教授や作家など社会的影響力の比較的強い人びとが中心であった。一般市民(主婦や学生、サラリーマン)が手刷りのパンフ(当時はガリ版?)を持って街角で呼びかける式、JAWANのような市民活動としての自然保護運動はその後の大雪縦貫道路反対運動が最初とも言われる。

\*3 アジア湿地シンポジウムを第1回(1992年大津・釧路)、第2回(2001年マレーシア)、第3回と企画してきたのは日本のNGO、ラムサールセンターだ。事務局長中村玲子氏はその功績が認められて、今回の締約国会議で湿地保全賞(環境教育)を受賞する。日本人としては初めてだ。

#### 【文献】

・瀬戸昌之(2001)「道路整備は地球温暖化を防止するか?」『人間と環境』27(3)

## 内陸湿地としての渡良瀬遊水池から

高松健比古(渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会代表世話人)

関東地方北部内陸、渡良瀬川の最下流に位置する渡良瀬遊水池(現在国土交通省は渡良瀬遊水池と表記)は、33km<sup>2</sup>、外周約30kmという国内最大の遊水池です。

こうした渡良瀬遊水池の概況や、これまで16年に及び私たち住民協議会の運動史、それに現状の問題点などについては昨年6月に本誌に記しました。それで今回は、ヨシ原を主とする内陸湿地としての面について少し述べてみたいと思います。

### ヨシ原と動植物

渡良瀬遊水池のヨシ原面積は、国交省調べで約1500ha以上。北海道の釧路湿原に大差をつけられています。北海道の他の湿原より広く、国内2位、本州以南で1位とのこと。

ヨシ群落が優占する遊水池内では、他にオギ群落、マコモ群落、スゲ群落もあり、特に近年の乾燥化に伴いオギ群落が増加する傾向にあることが指摘されています。

こうした環境で、例えば湿地性の植物では、レッドリスト記載種が約50種確認されています



夏の渡良瀬遊水池のヨシ原

(植物全体では約700種)し、昆虫は約1600種で、湿地に生息するワタラセハンミョウモドキなど特産種がいます。

鳥類は240種以上。干潟に比べるとシギ・チドリ類を主とする水辺の鳥の種数・個体数は多くありませんが、内陸湿地性の種はほぼすべて記録されています。またチュウヒ、ハイイロチュウヒを代表とする越冬ワシカ類の豊富さは、おそらく国内屈指と思われます。

なお内陸湿地としての渡良瀬の動植物のつながりを考える場合、従来忘れられがちだった周辺の水田地帯や河川とその流域との関係にも、今後は目を向ける必要があるでしょう。

## シードバンクとバンディング結果

もともこの一帯は赤麻沼や石川沼といった沼と湿地が広く存在した所です。そこにどういふ動植物が生きていたかはほとんど記録がありません。また沼は上流からの土砂流入でほぼすべてが消滅しています。けれどもヨシ原の地下には、現在なお無数の植物の種子が保存されていると考えられます。「シードバンク (SEED BANK)」です。地上ではすでに絶滅した種が復活する可能性もあります。現在飯島博さんが代表の「わたらせ未来基金」が、東京大学鷺谷研究室とともに、遊水池周辺の学校で、校庭に池を作り遊水池の土を入れて、発芽する植物を調べる「学校ビオトープ」を推進しています。

渡良瀬遊水池は渡り鳥の中継地・集結地としても注目されています。例えば秋にはおびただしい数のツバメ類が渡来し、日没時のねぐら入りは圧巻ですが、79年から続く鳥類標識調査(バンディング)によって、通常の野外観察では決してわからないデータも集積しています。例えば冬期ヨシ原の優占種オオジュリンは、ロシア・カムチャツカ半島で99年8月に放鳥された個体が、同年11月に渡良瀬で再捕獲されています。北海道や東北からの飛来個体は数多く、特に宮城県蕪栗沼でバンディングされた鳥の再捕獲は30例以上あり、同地との強い関係が示されています。

## ヨシ原の維持とヨシの利用

広大な遊水池内で毎年生育しては枯れるヨシは、長く地場産業としてのヨシズ作りの原料となってきました。農閑期の冬から春先まで、周辺農家によってヨシが刈られ運び出される。その跡地に舞うノスリやチュウヒの姿は、渡良瀬ならではの光景です。

ヨシ原から樹林への植物の遷移を止め、ヨシ群落を維持したり、希少植物を存続させる役割を果たしている春のヨシ焼きは、本来刈り残されたヨシを焼き払うものでしたが、現在では逆に大半のヨシがそのまま残され、ヨシ焼きも大変な作業となっています。大量の輸入ヨシズ存在と生産者の高齢化が、いま渡良瀬のヨシズ作りを危うくしています。



渡良瀬遊水池でのヨシ刈り

琵琶湖のヨシ原面積は渡良瀬の数分の一程度と聞きますが、積極的にさまざまな利用法を考え、実践に移している滋賀県と比べ、残念ながら渡良瀬の地元ではヨシズ以外の利用はあまり考えられてきませんでした。ようやく最近、いくつかのアイデアが試みられようとしています。ヨシの利用はまさに「ワイズ・ユース」。将来の地域振興に重要なテーマだと思います。地元自治体はじめ多方面からの検討や試行が求められます。

## 遊水池を取り巻く状況と私たちの運動

見渡す限りのヨシ原を、湿地の動植物の生命を育む「揺籃の地」と見るか、それともヨシズ生産以外とりえのない「不毛の地」と見るか。見方・とらえ方によって、描かれる将来像は180度異なってしまいます。

村を潰し沼を消して強引に遊水池化された、という負の感情は、今も地元の人々の心の深層に潜んで不毛の地意識をかき立てるのでしょうか。また戦後のキャサリン台風による被害から、洪水を過度に恐れる発言も聞かれます。そうした地元民の心理を利用して、治水対策を錦の御旗に、再び大規模公共事業をもくろむ層も存在するようです。

私たちの掲げる目標、『渡良瀬遊水池のラムサール条約登録湿地実現』は決して容易ではありません。それでも、私たちは決して孤立しているわけではありません。宮城・蕪栗沼や茨城・霞ヶ浦の先進的取り組み、福井・中池見の多彩な運動、さらに今年2月に知り合えた新潟の皆さんの活動など、今後内陸湿地同士で連帯し、交流できる可能性が広がっています。JAWANにお世話になりつつ、私たちもながしかの力になれば、といま思っています。

# COP9と 私たちがめざすもの

浅野正富

(日本湿地ネットワーク運営委員)

今回の『JAWAN通信』でもカンパをお願いしますが、JAWANを代表して数名が、11月8日からウガンダの首都カンバラで開催される第9回ラムサール条約締約国会議（COP9）にオブザーバー参加する予定です。

1971年に成立したラムサール条約はわずか12条の条約ですが、条約の第6条に基づき3年に一度締約国会議が開催され、今年は9回目となります。日本でも、1993年に釧路でCOP5が開催されました。

締約国会議では毎回数十に及ぶ決議や勧告（2002年のスペインのバレンシアで開催されたCOP8からは決議だけになりました）が採択されています。12条の条文はあくまでも条約の枠組みを定めているだけで、条約の中身はこの決議や勧告によって構成されていると言っても過言ではありません。条約の最も基本理念とされる湿地の賢明な利用（ワイズユース）や、登録湿地の選定基準（クライテリア）に関する決議・勧告も何回となく採択され、その内容も深化しており、ラムサール条約を理解するためには、決議や勧告の検討が不可欠です（過去の締約国会議の決議や勧告の日本語訳は、環境省のホームページ、あるいは琵琶湖水鳥・湿地センターのホームページ内の琵琶湖ラムサール研究会のコーナーで閲覧することができます）。

COP9では、「条約の賢明な利用の概念を実施するための科学的・技術的な追加の手引き」や「条約と魚類資源の保全と持続可能な利用」等の決議が採択される予定です。

JAWANでは、過去の締約国会議の決議・勧告について環境省等が行なう翻訳作業に協力してきましたが、COP9で採択される決議についても、日本の湿地関係者が一日も早くその内容を知ることができるように、他の湿地保全に関する団体と協力しながら従来と異なり自主的な翻訳活動ができないかと検討しています。

また、COP7の決議11によりCOP9までに登録湿地を倍増するという目標が掲げられていましたが、

日本はCOP7当時の11カ所（現時点は13カ所）を倍の22カ所にするという目標を達成するのは確実に、今回の新規登録により登録地は30カ所近くになりそうです。それ自体は大変喜ばしいことで、環境省をはじめ関係者のご尽力に敬意を表さなければなりません。

しかしながら、まだまだ重要湿地で登録されていないものが数多く存在し、湿地保全を目的とした単一の法律がなく、直接的に湿地保全目的で地域指定されているのはラムサール条約登録地だけというわが国の現状においては、流域単位や渡来する鳥の種類、湿地タイプ毎等の様々な湿地ネットワークの核となる登録湿地を増やさなければ国内の湿地ネットワーク全体の保全を図ることができず、全体の保全を図るためには少なくとも100カ所程度の登録地が必要です。JAWANでは、2026年のCOP16までにわが国の登録地を100カ所とすることを当面の目標にして国内の湿地ネットワークの保全を図るべきであると提唱しています。

COP9には、蕪栗沼をはじめ今回登録される湿地の関係者が多数参加されますが、積極的に意見交換を行い、登録された湿地の関係者が自分のところだけでなくネットワーク全体として湿地を保全していくため新規登録地を増やさなければならないという共通認識を持ち行動を起こしていくためのきっかけをJAWANがつくることができればと考えています。

また、COP9の討議によってCOP10の開催地が決定されますが、韓国が最有力視されており、COP10が韓国で開催されることを契機に、諫早、セマングムという日韓それぞれで開発による破壊が進んでいる重要干潟について開発を中止させ保全・再生に途をつけるとともに、蕪栗沼のふゆ・みず・たんぼのように東アジアモンスーン地帯特有の水田が湿地として果たしている重要な機能を世界に広く認識してもらうために、日韓から強力に情報発信して行きたいと考えています。COP9参加はそのための地なしとなります。

以上のとおり、私たちJAWANがこれからめざしていくものを実現していくためにCOP9への参加は極めて重要な意味を持ち、カンバラでの会議傍聴、展示、サイドイベント、交流等あらゆる機会を生かして、今後のわが国の湿地保全に繋がる活動を展開したいと思います。

16頁に「ラムサールCOP9に向けての特別カンパのお願い」を掲載していますので、お読みください。

# 「中池見湿地」の現況と展望

笹木 進 (NPO法人ウエットランド中池見理事)

## 敦賀市の管理になって

1992年春、大阪ガス(株)が中池見に内陸型LNG備蓄基地建設計画を発表。その後の紆余曲折の末、99年秋に工事着工10年延期を、2002年春には計画そのもの中止が決定された。そして、大阪ガスは代替利用策がないとして計画地として取得した用地と造成した施設を今春、敦賀市に寄付(全82ha、うち湿地部分25ha)した。

寄付を受けた敦賀市は、基本的には従来どおりの保全策を継承するとして、造成された施設とエリア(大阪ガスが代償措置として造成した「環境保全エリア」約10ha。以下「造成エリア」という)のみに重点予算配分。そして、その保全業務も従来どおり大阪ガスのグループ会社・(株)テクノグリーンへ随意契約でおろすという図式で管理が行われている。私たちも従来どおり農道の草刈りと小川の水環境保全の作業を継続しているものの、保全のための協働・前進がみられないのが現状である。

その背景には、中池見保全協議会の存在がある。2年任期のこの協議会での結論が出ない限り具体的には動けないとする敦賀市側の後ろ向きな姿勢がある。また、センター施設の運営を任されている元市職員の館長も同様な答弁を繰り返すのみで、現場では対策に苦慮している。

## 中池見の持つ特異性の認識が希薄

中池見は典型的な袋状埋積谷という地形と類例のない厚さの泥炭層、さらに豊かな生態系を併せ持つという現存稀なる内陸低湿地である。この特異性が寄付を受けた敦賀市、さらには福井県にはあまり認識されていないということである。

その典型として、この中池見湿地を「都市公園」として保存・整備していくとする敦賀市の方策に福井県も同調である。私たちの「自然公

園」として保存して欲しいとの要望に対し、敦賀市は、都市計画地域内に存在するので都市公園に指定し、「風致公園」と位置付けるという短絡さである。

この意向に対し、JAWANをはじめ日本弁護士連合会や日本生態学会中池見アフターケア委員会、IUCN(国際自然保護連合)生態系管理委員会副委員長(北東アジア地区担当)などが意見書や要望を提出したが検討されることなく、担当課の書類つづりにファイリングされただけという案配であった。

昨春秋、敦賀で開催された国際湿地シンポジウムにおいて、リチャード・リンゼイ氏(英・国際泥炭地保全グループ元代表)が特別講演で泥炭地について「見えないこと(blindness)」「先進世界は、こと泥炭地となると見ることができない・見ようとしなないという妙な文化にとらわれている」と強調され、保全の意義を熱く語られた。参加者、特に市内・県内からの参加者に共感を得られたと感じたのだが、やはり目に見えないということで地味な存在ととられていることは否めない。

## 中池見検討協議会の現況

寄付が表明された04年夏に敦賀市は保存・活



江掘りと呼ばれる小川の水利整備作業



用策を検討するとして、「中池見検討協議会」を設置した。その協議会委員に環境団体・NPO法人ウエットランド中池見が指名され参加することになった。

しかし、中池見を知らない、足を運んだこともないような人が多い、当て職ばかりを並べた会議であり、学識者としては環境保全エリアの造成・運営に関わった人を多く配置したという結論ありきの会議である。その証拠に、その後、情報公開で入手した資料の中に、寄付を受けるにあたり北陸農政局への申請書「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」があったことである。それには受領後の敦賀市の対応が記されていたのである。中池見事業計画書（案）中池見管理活用計画、平成17年度中池見年間活動計画、敦賀市都市公園の設置公告までのフロー図（H17～21年度）などなどを添付し、平成17年2月24日付けで提出されていたのである。これらのことは協議会には知らされておらず（座長及び保全エリア造成・運営に関わった委員は当初より知っていた模様）、3月19日に開かれた第3回協議会で公園の性格を決定する以前ことであった。

さらに各年度、保全に3300万円を計上することまで記載されており、筋書きができています中、今さら何を協議させるのかと設置の意義を疑いたくなるような舞台裏が露呈したことについて、事務局の担当課は、マスコミの取材に対し、協議会に知らせる必要、義務はないと突っぱねたという。

今年度、さらに4回の開催が予定されており、提言がまとめられることになっている。

## 今後の課題と展望

中池見の今後の保全方策については、現在継続中の中池見検討協議会の結論が出るまで具体的な動きがとれないという状況である。昨年度開催の3回の検討会を傍聴した限り、期待できるものではない、との印象であった。造成エリアの今後の保全のみに固執し、全域保全が視野にない敦賀市の姿勢が再々指摘されてきたが、一向に認識を改める様子が伺えなかった。また、多くの委員も事務局の市の意向に同調していた。

しかし、7月2日に開催された今年度最初の検



市はこの造成エリアの保全しか念頭にない

討会では、やや雰囲気が変わり、委員の中から、私たちが訴えてきたことに前向きな意見が出るようになった。第4回目のこの日、保全の方向性を「開発計画以前の里地里山の風景、環境に戻すことを目標とする」とし、「水環境に影響を与えていると考えられる湿地内に敷設されている工事中仮設道路の撤去を検討する」との了解が得られ、市も検討するとした。

私たちは以前から中池見はラムサール条約登録湿地の要件を満たしている、未来の子ども達にいい形で継承するためにも登録をと訴え、運動を進めてきた。特に第8回締約国会議での決議 .11「泥炭地に関する地球的行動のためのガイドライン」を重視、その啓発に務めてきた。その結果、中池見検討協議会でも中池見は「泥炭層」「生物の多様性」で重要との統一認識が醸成され、将来的にはラムサール条約登録を目指したいとの方向性も確認されるに至った。

個別の課題は山積しているが、協議会の検討を見据えつつ、私たちはラムサール会議の決議 .16「湿地再生の原則とガイドライン」にのっとった計画も策定し、提示していかねばと考えている。本来は協議会が検討すべき事項である。

今年の第9回締約国会議での登録を目指していたが、国際的に登録への後押しをされながら、環境省の登録地選定のための要件がネックとなり国内での選定から漏れた。今後、環境省が決議 .11付属書41（法的な保護区という地位）をどう認識するかである。とにかく、次回の締約国会議での登録を目指して、保全活動と運動を展開したい。

# 風呂田氏の論文に対する批判的感想

伊藤昌尚（日本湿地ネットワーク運営委員）

写真提供：三番瀬市民調査の会

東邦大学教授風呂田利夫氏の「地域資産としての東京湾三番瀬猫実川河口沖の干潟再生 保全生態学と地域づくりの視点から」と題して『環境と公害』2005年7月号に掲載された論文について、東京湾三番瀬の保全に関心を寄せる一人として批判的に感想を述べたい。

## 1. 三番瀬再生計画案の基本理念を尊重すべきである

三番瀬の再生とは、過去の見境のない埋め立てや乱開発により損なわれた生態系、その他の自然環境を取り戻すことが目標<sup>1)</sup>である。また、三番瀬の再生は、千葉県や市川市などが推進した埋め立て計画が世論の厳しい批判を受け、計画の縮小と見直しを行い、最終的に白紙撤回された反省の下に謙虚に検討されるべきものと考える。

2004年1月に三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）が千葉県に提出した三番瀬再生計画案においては、「海域をこれ以上狭めないことを原則として三番瀬の再生を実施する」<sup>2)</sup>とし、「現在の海岸線は基本的に動かさない」<sup>3)</sup>旨記していることは、三番瀬関係者全体の合意事項として尊重されなければならない。

風呂田氏は三番瀬の環境修復という名で猫実川河口域に大規模な人工干潟を造成する理由を展開しているが、この人工干潟造成の目論見は東京湾三番瀬の海域を人為的に狭めるという点においては、1993年3月市川二期地区470ha土地造成計画、1999年6月発表の見直し案101ha埋立計画の再提案に近いと思われることから、堂本知事による三番瀬埋立計画の白紙撤回を踏まえておらず、20世紀型公共工事推進の時代そのままであり、過去の誤りを再び繰り返す可能性を伴うものと危惧する。

自然再生にあたっては、21世紀を迎えた今日、

真の自然再生を目指す方向性として、ガイドラインを示す必要がある。国際的見地から2002年のラムサール条約締結国会議において採択された「湿地復元の原則とガイドライン」に沿い、湿地復元における「最終目標」、「目標」、「達成基準」<sup>4)</sup>を明確に理解し、提示することは再生の成功のために非常に重要である。三番瀬再生計画の具体化にあたっては、ガイドラインとの整合性に配慮することが求められる<sup>5)</sup>。

## 2. 猫実川河口域は大潮時には広い干出域が出現する

2005年7月23日、猫実川河口域において生物調査を実施したところ、最大干潮時には猫実川河口から塩浜3丁目と2丁目にかけて1000m余り、塩浜護岸から沖合約500mの辺りまで潮が引き、目視による観察では潮溜まりや歩行が楽に可能な浅場を含めて、概ね30ha（300m×1000m）の地域が干出した状態であった。三番瀬全体では大潮時の干出域は概ね140ha<sup>6)</sup>とされているので、猫実川河口域の干出域（干潟）は概ね30haとしても、三番瀬全体の干出域の21%以上を占めており、三番瀬の干出域として相当な位置を占めていることになる。同日、同時間帯に千葉県による海域地質調査が行われ、県の調査担当者も干出範囲を確認したと思われる。

風呂田氏は猫実川河口部沖について、「ほとんどの海域は大潮時も干出しない（写真 1）」（53頁）と述べているが、大潮時に広い範囲が干出することは、数年間にわたる三番瀬市民調査に参加した者の間では経験的に周知のことである。

## 3. 人工干潟造成は税金の使い道として賢明ではない

人工干潟や人工海浜はその機能において自然干潟・海浜に及ばないことはご承知のとおりで



潮が引いた猫実川河口域（7月23日）

ある。自然の土砂供給がないゆえに人工干潟を造成したのであれば、人工干潟に自然的に土砂が供給されることは論理的にありえないことが自明である。造成後はどのような土砂流入を期待するのであろうか。

実施された人工干潟造成の結果は広島県五日市人工干潟<sup>7)</sup>のように失敗とされた事例は多い。投入された土砂は潮流により暫時流出しがちであり、台風などの影響で一気に流出することも各地の人工干潟の現場での悩みごとである。また、そのまま放置したのでは底質はその海域の固有の性質に従って数年も経たずに変質していかざるをえないのは明らかである。そのため行政による公共工事として土砂を延々と供給する役割を引き受けることなくして外見上からも維持継続は困難となる。人工干潟・人工海浜の中には維持管理を放棄した事例もある。人工干潟造成は税金の使い道として決して賢明とはいえない。

市川市のまちづくり懇談会などではラブ・イズ・マネーと語る委員も存在する<sup>8)</sup>のであるが、人工干潟造成は右手で自然再生を振りかざしながら、左手で旧来型開発工事を促進しようとする開発業者に組みするのと同列になりかねない面は否めない。人間が傷つけた環境の修復は人間社会の責任であるから、自然再生事業のにせものの類は防止していかねばならず、まさに学識者や専門家の見識に期待する所以である。

#### 4. 新浜人工潟湖について

風呂田氏は行徳鳥獣保護区内にある新浜湖に

ついて、造成直後から干潟底生生物ならびに魚類のすみやかな進みみられ、また最近カワアイが発見され、新たな個体群が形成され、本種が湾の絶滅を阻止していることを挙げ（56頁）人工干潟造成を評価している。

しかし、新浜湖全体の歴史的経過にもとづいて実態をみればその評価はとても適切なものとは言いがたい。

行徳観察舎友の会機関誌『すずがも通信』1986年11月号によれば「保護区が造成されてから既に12年が経過し、特にここで繁殖する鳥や餌場として利用する鳥は数、種類は少ないばかりか、この3、4年はむしろ減少傾向にあり、かつての“新浜”とはほど遠い状態です。」と記され、また2000年2月号によれば1986年当時を「保護区内でも、陸地部分には雨水を水源とする淡水池があったものの、それ以外はセイタカアワダチソウを中心とした草原となり‘水鳥’の楽園とは程遠い状態になりつつありました」と記している。関係者にとって決して期待されるような環境ではなかった実態は明らかである。

創刊以来151号におよぶ機関誌には、行徳観察舎の関係者は丸浜側の水車による浄化実験（1986年）、淡水池の造成（1987年）、みなと池造成（1993年）、再整備工事第1期（1995年）、再整備工事第2期（1996年）と複数の実験を試行し、自然環境の貧弱さと生物減少の圧力に立ち向かい現在に至っていることが縷々記されており、30年にわたる環境復元への献身的な努力と苦闘の歴史と言えよう。

カワアイが新浜湖で発見されたことは喜ばし



アナジャコの巣穴数調査（7月23日）



干出するカキ礁とタイドプール（7月23日）

いことかも知れないが、2005年4月号では同生物調査に対して生物相は「数でもハゼ科がほとんど占められていて小櫃や葛西と比べてもかなり偏っており、バリエーションに欠ける」との指摘をしている。

新浜湖30年の実態は風呂田氏の主張とは異なり、人工潟湖造成の評価には再考の余地があることを示している。

#### 5. 風呂田氏の「望まれる」、「求められる」とする内容の疑問点

風呂田氏は論文中で「望まれる」、「求められる」として例えば（1）干潟の地形的多様性が生物の多様性と成長を支えており、干潟生態系の修復のためには移行地帯として原風景を備える干潟地形そのものの再生が望まれる（54頁）、（2）海岸部での人為的改変が著しいうえに、都市近傍の自然環境として人間社会との関係が特に強く求められる海域である（57頁）、（3）自然的土砂流入過程を再現した覆土による河口湿地と干潟の再生が望まれる（60頁）と述べているが、これらのことが果たして三番瀬にとって良いことなのか疑問である。（1）については干潟や浅海域は生物多様性を支えているのであるから、まず優先的に保全を考慮すべきである。（2）については人為的改変を諸悪の根源と知りながら、人工干潟造成に執着するのは矛盾である。（3）については覆土すなわち際限のない人為的土砂投入を自然的土砂流入と言えるのか大いに疑問である。

土砂の流入があるから干潟が形成できるというのはあまりに単純化である。土砂投入による

人為的改変は現在ある自然の干潟・浅海域に対して致命的な破壊をもたらす結果としかならず、元の環境に戻ることを不可能とする事態を招き、後世に禍根を残す懸念は充分あると考えねばならない。

#### 6. 猫実川河口域の泥干潟環境とカキ礁生態系は保全すべきである

猫実川河口域は風呂田氏も認めているように三番瀬の中で独自の環境と生物相を有している。三番瀬市民調査の会の調査で確認した生物数は100種以上である。沖合500mには国内最大級のカキ礁が存在し、千葉県レットデータブック記載の希少種5種ウネナシトマヤガイ、ヤマトオサガニ、マメコブシガニ、ミズゴマツボ、カワグチツボを含む豊かな生物相により総合的な生態系を形成している<sup>9)</sup>。マガキの群集体であるカキ礁は身近にありながら生態系としての価値や重要性は今まで見逃されていたが、三番瀬市民調査の会により新鮮な驚きとともに発見されたものである。

猫実川河口域のカキ礁にはウネナシトマヤガイが1m<sup>2</sup>に300個体も生息している。ウネナシトマヤガイは横浜市鶴見区、多摩市など関東一円で縄文時代地層よりマガキ化石とともに採集されている<sup>10)</sup>のはよく知られており、東京湾では8000年～6500年前の昔よりふつうに生息していた。

風呂田氏はウネナシトマヤガイの外来生物の可能性について言及しているが、「可能性がある」という言葉はあいまいであり、有無のどちらとも捉らえうる不確かな用語である。風呂田

氏自身も「証拠がないので今のところ黒とは言いがたい」<sup>11)</sup>と頼りない言い訳を持ち出している始末である。

カキ礁には 海水の浄化能力 漁礁の効果 産卵場所の役割 強い波から護岸を守る機能などがあり、漁業や防災上からも有益な場所である。三番瀬の漁業者が「海にいろいろな生き物がいないと漁業は成り立たない。あそこが埋まったらゲームオーバーだ」<sup>12)</sup>と述べた経験的知見に真剣に耳を傾けるべきである。水産有用種に偏りがちな少数の生物の生産だけを目的にしているのは、漁場を再生するどころか長期的に健全な漁場としての生命を絶たれてしまう結果となるだろう。

三番瀬再生計画案では「猫実川河口ゾーンは前面に三番瀬で唯一の泥質干潟が広がることから保存すべきである」、「市川市所有地から猫実川側の区域は貴重な泥干潟を保存するゾーンとし、人が自由に海域に降りられない構造とすべきです」<sup>13)</sup>と明記され、「干出時に干出する干潟を再生することによって、アサリなどの底生生物の増加が期待されますが、一方では現在の泥干潟を砂浜に変えることは生物や環境の多様性を失わせることにもなります」と注意を促している。「湿地再生の原則とガイドライン」では、「再生をするという約束と引き換えに、質の高い野生生物生息地や生態系を失ってしまうような事態は、避けなければならない。」<sup>14)</sup>と的確に述

べており、国内最大級のカキ礁生態系を包含する猫実川河口域の豊かな生態系は損なわれてはならないのである。

#### 【参考文献】

- 1) 自然再生推進法（平成14年法律第148号）第二条（定義）
- 2) 三番瀬再生基本計画案（2004）第二章4水・底質環境 p90-91
- 3) 三番瀬再生基本計画案（2004）第二章5海と陸との連続性・護岸 p100
- 4) ラムサール条約決議 -16「湿地復元の原則とガイドライン」付属文書
- 5) 三番瀬再生基本計画案（2004）第一章3三番瀬の再生の概念 p42
- 6) 市川二期地区・京葉港二期計画に係る補足調査結果報告書現況編 p645
- 7) 人工干潟実態調査委員会（1998）人工干潟調査報告書広島・五日市人工干潟、葛西海浜公園東なぎさ、大阪南港人工干潟
- 8) 第10回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会議事録（2003年7月25日）
- 9) 高島麗（2004）三番瀬における市民調査 猫実川河口域に広がるカキ礁報告
- 10) 多摩市「市史39号」参考12 流域の地形と海岸線の変化
- 11) 第16回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会議事録（2005年3月9日）
- 12) サンデー毎日（2005.7.24）埋め立て中止の三番瀬に「人工干潟」計画？！
- 13) 三番瀬再生基本計画案（2004）第二章7海や浜辺の利用 p123、p126
- 14) ラムサール条約決議 -16「湿地復元の原則とガイドライン」付属文書

## 有明海原因裁定事件の不当な結果

堀 良一（日本湿地ネットワーク運営委員 / 弁護士）

8月30日に、公害等調整委員会は、漁業被害の原因は諫早湾干拓事業（諫干）にあるとして、2003年4月16日に有明海漁民が申請した「有明海における干拓事業漁業被害原因裁定事件」について、17名の漁民全員の申請を棄却するという大変残念な裁定をしました。

この結果は、これまでの審理経過からすると、全く予想外でした。

まず、今回の裁定にあたって、公害等調整委員会は、4名という異例の数の自然科学の研究者を専門委員に任命しました。専門委員というのは、自然科学の分野には素人の裁定委員（3人：裁判官出身と官僚の出向者と法律分野の研究者）を補佐するためのものです。ご承知のように、有明海異変について真面目に研究している研究者には、国の言うように諫干が有明海異変とは



原因裁定の結果を受けて会見する弁護団（8月30日）

無関係という立場の人はほとんどいません。専門委員は大変熱心に審理に参加しました。

審問は10回行われ、2日間の現地調査も行われました。漁民側と国側の双方から申請したそれぞれ3名ずつの研究者証人の尋問を行いました。国の立てた証人は、有明海異変を研究していないような人物ばかりで、専門委員からもそのことを厳しく追求されたりしました。

そのうえで、専門委員は、これまでの研究成果を踏まえ、独自のシミュレーション調査を行うなどして、詳細な報告書を提出しています。

専門委員報告書は、魚種と漁場ごとに漁場環境の変化を検討し、その結果、諫干との関連性について、諫早湾近傍場については明確に結論づけることができるとし、それ以外の漁場についても、強弱の程度の違いはあるものの可能性を肯定しています。全体としては、ノリ第三者委員会の成果をさらに前進させたと評価しうるものです。研究者の立場から、慎重に、可能性とデータ不足などからくる限界について論じており、大変真摯な内容のものでした。

本来、このような専門委員報告書を踏まえるならば、法的因果関係の認定は十分に可能であるし、わたしたちはそう確信していました。

そもそも、法的な因果関係の認定には自然科学的な厳密さを要求しないというのが、確立された判例理論です。それは、法的な因果関係の認定は、自然科学的な研究のためになされるものではなく、被害の発生を前にして、事業中止や被害救済のための責任を誰に取らせるべきかという、いわば社会的な意思決定のためになされるものだからです。悲惨な被害が出ていると

きに、自然科学的に厳格な因果関係が認められないと事業の差し止めなどの責任追及ができないのでは、もはや手遅れになってしまいます。

したがって、自然科学的な研究の到達点を踏まえながらも、同時に、事業者側の態度や、事業の経緯と被害発生との経緯の関連性など、全ての事実と証拠が総合判断されます。その上にたつて、専門家を基準としてではなく、一般人を基準として、疑いを差し挟まない程度の関連性が認められるかどうか判断されます。

どうですか、この間の経緯、とりわけゼロトン以後の経緯をよくご存じのみなさんは、いま、有明海漁民に襲いかかっている不作や廃業、自殺などの深刻な被害は諫干が原因に違いないと思われるでしょう。曇りなき眼でみれば、事実は誰の眼にも明らかです。これに自然科学的に合理的で有力な説明があれば、多少のデータが不足していても、待たなしで法的因果関係を認定しなければならないはず。これをきちんとやったのが佐賀地裁でした。これまでの判例理論を逸脱して、自然科学的に厳密な証明を事実上求めて漁民を負けさせたのが福岡高裁でした。

今回、公害等調整委員会は、口先では自然科学的に厳格な証拠はいらぬなどと述べていますが、データや自然科学的な知見が不十分であることを根拠に因果関係を否定して、実際には、福岡高裁と同じ過ちを犯しています。これは不可知論そのものです。

このような判断がまかりとおるのなら、いつまでもこの種の事件では因果関係は認定できません。

また、中長期開門調査をサボタージュしてデータの収集を怠り、それを基礎とした科学的知見の前進をはばんでいるのは農水省です。これでは、サボタージュしたものが勝ちだということではないでしょうか。中長期開門調査が行われていないことの不利益を漁民側に負わせるのは不公平であるとした佐賀地裁の仮処分決定とは正反対の判断です。

異様なのは、今回の裁定は、自らがお願いして就任してもらった専門委員の報告書よりも、はるかに後退した判断をしているということです。そもそも、裁定委員は自然科学の分野には

素人だから専門委員を選任したはずです。その専門委員が自然科学の見地から、利用できるデータとこれまでの研究成果を総合した専門的判断を、お願いした側の自然科学には素人のはずの裁定委員が、いちいち文句をつけていくのですから、お願いされた専門委員からすれば、これほど馬鹿にした話はありません。ちょうど、農水省が自らノリ第三者委員会を作って、多くの研究者などに委員への就任をお願いしたにもかかわらず、開門調査という都合の悪い結論がでると、それにそっぽを向いたのと極めて似ています。

大変、残念な不当な裁定ですが、わたしたちが忘れてはならないのは、諫干は全くシロであるという判断をされたのではないということです。裁定委員会が、わざわざ異例の談話を発表して、そのことを述べているのは、言い訳がましくて噴飯ものですが、福岡高裁が同じように、

中長期開門調査の責務があると述べているのと並んで、今後の運動にとっては重要です。

つまり、佐賀地裁はもとより、福岡高裁も、公害等調整委員会も、因果関係認定のハードルをどう設置するかによって、結論は別れましたが、有明海で生じている事実を前に、遂に、諫干が無関係という認定は一度もできなかったのです。むしろ、諫干と有明海異変は無関係という農水省の主張は、どの手続きにおいても明確に否定されています。

沿岸4県にまたがる広域の、しかも、廃業・自殺という深刻な被害が生じていて、それに対し、最大限ひいき目にみても灰色の原因があるときに、その原因とされた諫干をそのまま無条件に継続できるとすることはできないはずです。

その点に確信をもって、今回の裁定にくじけることなく、有明海再生の日まで頑張りとおさなくてはなりません。

**BOOK**

## 諫早・有明海問題を理解するための新刊3冊

諫早湾干拓や有明海の環境異変の問題を理解する上で、大変参考になる書籍が相次いで刊行されましたので紹介します。

「ルポ 諫早の叫び よみがえれ干潟ともやいの心」は、長年にわたって諫早問題を取材してきた永尾俊彦さんによる渾身のルポルタージュ。反対派対推進派というステレオタイプな見方を超えて、現地の漁民や農民の生の声から干拓事業がもたらした混乱や悲劇を克明に描き出し、無責任な農水行政を追及しています。

「河川事業は海をどう変えたか」は、諫早湾閉め切りによる潮汐潮流の変化をいち早く指摘し、その研究成果を積極的にNGOに提供してきた海洋物理学者・宇野木早苗さんによるブックレット。川辺川ダム、長良川河口堰、諫早湾干拓など

を事例に、ダムや河口堰による水の流れや土砂の動きの変化が海の環境に与える悪影響について、一般の人にも分かりやすく解説しています。

「有明海の生態系再生をめざして」は、佐々木克之さん、松川康夫さん、堤裕昭さん、東幹夫さんなど日本海洋学会・有明海小委員会の研究者が中心となって、有明海異変に関する最新の研究成果をまとめた本。各種のデータから諫早湾干拓による潮流の弱まりや水質浄化機能の喪失が、有明海の漁場悪化に拍車をかけた結論づけ、さらに水門開放による有明海再生のための方策が提言されています。専門的な内容ですが、諫早・有明海問題の学術的な集大成と言えるものであり、研究者だけでなく、環境NGO、行政関係者など多くの方に読んでもらいたい一冊です。



ルポ 諫早の叫び  
よみがえれ 干潟ともやいの心  
永尾俊彦・著  
岩波書店  
2310円(税込)



河川事業は海を  
どう変えたか  
宇野木早苗・著  
生物研究社  
1680円(税込)



有明海の生態系再  
生をめざして  
日本海洋学会・編  
恒星社厚生閣  
3990円(税込)

## パンフレット「ラムサール条約と和白干潟」を 発行しました

山本廣子(和白干潟を守る会代表)

和白干潟を守る会では和白干潟の保全活動を17年以上に渡って続けてきました。保全活動の一つの目標でもあります和白干潟のラムサール条約登録へ向けて、現在までさまざまな取り組みを重ねてまいりました。今回、ラムサール条約や和白干潟についてより深く知っていただき、和白干潟のラムサール条約登録につなげるために、パンフレット「ラムサール条約と和白干潟」を(財)イオン環境財団の助成を受けて発行いたしました。

現在、和白干潟は環境省によるラムサール条約登録の候補地に挙がっています。和白干潟はラムサール条約登録の国際的な基準を満たしています。和白干潟が登録されるためには何か必要なのでしょう。パンフレットを参考にさせていただいて、和白

干潟が登録されるよう、皆さまのお知恵とお力をお貸しください。みんなの力で和白干潟をラムサール条約登録湿地にしましょう！

このパンフレットは、1部300円のカンパでお分けいたします。部数と送付先住所、お名前、電話番号を書いて、和白干潟を守る会(〒811-0202 福岡市東区和白1-14-37)までFAX 092-606-0012 またはハガキにてお申し込みください。郵便振替用紙を同封してお送りします。なお送料もかかります。



## ラムサールCOP9 に向けて JAWANへの特別カンパをお願いします!!

7頁の記事「COP9と私たちがめざすもの」にもありましたように、今年11月にウガンダのカンパで開催される第9回ラムサール条約締約国会議(COP9)にJAWANからもスタッフを派遣し、会議の傍聴やブースでの展示などを行います。参加には交通費や滞在費、ブース出展費など多額の経費が必要なため、JAWANではみなさまからの「特別カンパ」を募集中です。カンパにご協力いただいた方のお名前は本誌やホームページでご紹介します。

### カンパの振込先

郵便振替口座：00170-8-190060

加入者名：日本湿地ネットワーク

振込用紙の通信欄に「ラムサール会議特別カンパ」とご記入ください。匿名希望の方はその旨お書き添えください。

### ご支援ありがとうございます。

2005年8月31日までに下記の方々から「ラムサール会議特別カンパ」にご協力いただきました。お寄せいただいたカンパは28件、25万3750円になりました。今後ともよろしく願い申し上げます。

\* \* \*

原戸眞視、森 透、平井清二、篠原久子、黒羽多恵子、小池道子、三谷親子、鈴木晃子、伊藤昌尚、高倉泰夫、馬場浩子、大木一俊、吉川雄作、陣内隆之、茂見定信、池田愛美、浜甲プロジェクト、松本設子、安部 斎、播磨灘を守る会、森田智子、大島弘三、柏木 実、浅野正富、伊藤よしの、JAWAN事務局有志、菊池泰二、牛野くみ子 (日付順、敬称略)



## 編 集 後 記

公害原因裁定の結果、棄却となったのは残念だ。JAWANが登録を目指す三番瀬や中池見湿地などがラムサール湿地登録洩れになったのも遺憾だ。しかし登録湿地が倍増となり、関係自治体やNGOと実りあるCOP9会議になることを期待したい。みなさま、ご支援をよろし

く。田んぼの稲穂が色づいて刈取りが始まった。お米が豊作だと瑞穂の民はやはり元気に見える。次号83号は12月発行の見込みです。(伊)

お米といえば、私が住んでいる東京・池袋に宮城県の物産を販売する「宮城ふるさとプラザ」が開店し、今度ラムサール登録湿地となる蕪栗沼の「ふゆみずたんぼ米」が手軽に買えるようになりました。ワイズユースの賜物であるお米を毎日美味しくいただいています。(矢)